## 事務所コラム

2016年3月28日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F

税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

国際結婚・国際離婚と会社の関わり

## 外国人社員の国際結婚・国際離婚

日本での国際結婚件数は年間約3万件にも上る一方、国際離婚の件数は年間約1万8000件とされ、どちらも今や決して珍しいことではなくなってきました。結婚や離婚はプライベートなことで、会社は直接関係ない、と思うかもしれません。でもこの「国際結婚」と「国際離婚」、日本にいる外国人の方にとっては、会社での勤務と密接に関係する場合もあることをご存知でしょうか。身分に基づく「日本人の配偶者等」のビザ

外国人の方が日本に滞在するためには、全部で30種類ある「在留資格 (≒ビザ)」を滞在目的に合わせてどれか1つ取得しなくてはなりませんが、この「ビザ」と「②まかに「①活動内容に基づくビザ」と「②けらいます。①は例えば「就労」を目的とする「ありなば「就労」を目的とする「大変をしたがで、大文知識・国際業務」ので、人文知識・国際業務」ので、外国人の「身分」に基づいて許可されるようなビザで、日本人と国際結婚をした外国人の方が「日本人の配偶者」たる身分になったことで得られる「日本人の配偶者」などがこれにのビザ(いわゆる結婚ビザ)などがこれに

当たります。「日本人の配偶者等」のビザを 持っている場合、①のように活動内容が定 められているわけではないため、就労に関 する制限はありません。就業内容をあまり 気にせず、日本人社員同様、柔軟に働いて もらうことが可能です。そのため、元々は 就労目的で来日した外国人社員が、日本人 との結婚を機に「日本人の配偶者等」のビ ザへ切り替えることも少なくありません。

## もしも日本人と離婚してしまったら…

「技術・人文知識・国際業務」のビザのよ うに、自分の活動内容に基づくビザであれ ば、離婚により日本人の配偶者たる身分が なくなっても影響はありません。しかし、 もし「日本人の配偶者等」のビザを持つ外 国人がその身分を失ってしまった場合、そ の時点で該当性がなくなってしまいますの で、速やかにビザの変更をしなくてはなり ません。また、変更した結果、得られるビ ザが就労制限のあるものであった場合は、 就業内容によって配置転換を検討しなくて はならないこともあります。会社がプライ ベートなことに立ち入るのは心苦しい…と いう気もしますが、勤務体制に影響する可 能性もありますので、少しだけ気にしてお く必要があるかもしれませんね。

> ビザの種類は「在留 カード」で確認でき ます。

